

平成 21 年 11 月 30 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

個人年金保険「ステップビジョン」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成 21 年 12 月 1 日（火）より、変額個人年金保険「ステップビジョン」（引受保険会社：アリアンツ生命保険株式会社）の取扱いを開始します。

ステップビジョンは、「将来、安定した年金を受け取りたい」というお客さまのニーズにお応えすべく、年金原資は一時払保険料相当額が最低保証され、さらに、運用実績に応じて最低保証額がステップアップする機能を付加した変額個人年金保険であり、主な特徴は以下の通りです。

1. 年金原資・死亡給付金の最低保証

運用実績にかかわらず、年金原資・死亡給付金は基本保険金額（一時払保険料）相当額が最低保証されます。

2. 年金原資・死亡給付金のステップアップ保証

年金原資・死亡給付金の最低保証額は運用実績に応じて 105% から 150% まで 5% 刻みで上がり、一度上がったステップアップ保証額は下がることはありません。
また、ステップアップの判定は据置期間中、保険会社が日々行います。

3. 特別勘定の配分比率を毎週見直し

特別勘定は、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成し、これらの資産の配分比率を収益期待資産の価格変動に応じて毎週自動的に見直します。この仕組みにより、市場環境の変化に柔軟に対応した運用を行い、安定した運用成果の実現を目指します。

※商品の概要は別紙 1 を、留意点については別紙 2 をご参照ください。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をご覧ください。

(別紙1)

<ステップビジョン 商品概要>

契約年齢	0歳～75歳（契約日時点での被保険者年齢）
保険料払込方法	保険料のお支払いは一時払のみです。
一時払保険料	500万円～5億円（10,000円単位） ※ 同一被保険者でアリアンツ生命の定める年金保険の契約が複数ある場合は、それぞれの基本保険金額を通算して5億円を超えることはできません。
据置期間	10年～90年（1年単位） ※ 年金支払開始時の被保険者の年齢が90歳を超えることはできません。
ステップアップ保証額	運用実績に応じて、基本保険金額の105%から150%まで（5%刻み） 一度上がったステップアップ保証額はその後の運用実績に関らず下がりにません。
年金種類	保証期間付終身年金（保証期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年） 保証期間付終身年金（年金総額保証型） 確定年金（支払期間 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年）
特別勘定	収益期待資産の価格変動に応じて「収益期待資産」と「リスク回避資産」の配分比率が毎週見直されます。 グローバルバランス型（C001H）の主な投資対象 収益期待資産：日本株式5%、外国株式（為替ヘッジあり）30%、 日本債券15%、外国債券（為替ヘッジなし）50% リスク回避資産：短期金融資産
諸費用	この商品にかかるお客さまにご負担いただく費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。 また、特定のお客さまには「年金管理費」がかかります。 契約初期費用：一時払保険料に対して5% 保険契約関連費用：特別勘定の資産総額に対して年率2.65% 資産運用関連費用：主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率0.197925%（税込）以内（※） 年金管理費：支払年金額に対して1% （※）資産運用関連費用は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。リスク回避資産の配分比率を100%とした場合は、年率0.063%（税込）となります。
一部解約	一部解約後の基本保険金額が50万円を下回る場合または一部解約後の積立金額が30万円を下回る場合には、契約の一部解約はできません。
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・ご契約の解除）の対象です。

(別紙2)

<ステップビジョンに関する重要事項>

お客さまにご負担いただく費用について

この商品にかかるお客さまにご負担いただく費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。

また、特定のお客さまには「年金管理費」がかかります。

種類	費用
契約初期費用	ご契約締結時に、一時払保険料の5%を一時払保険料から控除します。
保険契約関連費用	特別勘定による運用期間中、特別勘定の資産総額に対して年率2.65%の1/365を毎日控除します。
資産運用関連費用*1	特別勘定による運用期間中、特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率0.197925%以内(税込)*2の日割額を毎日控除します。
解約控除	ありません。
年金管理費	年金支払開始日以後、支払年金額に対して1%を、年金支払日に責任準備金から控除します。

*1 資産運用関連費用は信託報酬を記載しています。資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

なお、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更されることがあります。

*2 資産運用関連費用は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。リスク回避資産の配分比率を100%とした場合は、年率0.063%(税込)となります。

この保険のリスクについて

○この商品は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡給付金・積立金額・解約返戻金額等が日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券等に投資をする投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格等の変動により、解約返戻金額等はお払い込みいただいた保険料を下回る場合があります。

その他の留意事項

○ご検討にあたっては、「パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「設計書」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をお客さまご自身で必ずご確認ください。

○この商品には、当行による元本および利回りの保証はありません。

○この商品は、アリアンツ生命保険株式会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、アリアンツ生命保険株式会社となります。

○この商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

○引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

○この商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

○当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする個人年金保険のお申込はお断りしています。

○法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては当行で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。